



日 月 送 受 號 番 先 議 合

欄 號 省 生 厚

第

第

號 送 受
月 月
日 日

號 送 受
月 月
日 日

例規

第 4 / 1
76 8.

判 決

八月十五日

合 校

行 施

八月十五日

案 起

昭和十六年八月十五日

局 課
受 付

月 第

日 號

（送）

月

日

文書課長主 査

局 長

大 臣

次 官

案

年 月 日

文書課長

労働局長 宛
職業局長 宛

國民徴用令ノ運営ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテ起ル通決室相成

大日本帝國政府

國民徵用令ノ運營ニ關スル件

一六、八、二〇 次官決定

國民徵用令第十八條及第十九條ノ二ノ規定ノ運營ニ關シテハ、左ノ方法ニ依リ、之ガ事務ノ處理ニ當ルベキモノトス

- (1) 當初、管理工場ヨリ給與ニ關スル認可申請書ヲ提出セシムルトキハ、被徵用者ニ適用スベキ給與規則ノミナラズ從業規則其ノ他勞働條件ニ關シ必要ナル書類（勞働局ニ於テ必要トスル書類ハ豫メ職業局ニ通知シ置クコト）ヲ二部取纏メテ之ヲ職業局ニ提出セシメ、一部ヲ同局ニ止メ、一部ヲ勞働局ニ回付スルコト
- (2) 勞働局ニ於テハ、直ニ第十九條ノ二ニ基ク命令案ヲ起案シ、職業局ニ回議スルコト

- (3) 職業局ニ於テハ直ニ第十八條第二項ニ基ク給與規則認可案ヲ起案シ、勞働局ニ回付スルコト

裏面白紙

大日本帝國政府

(4) 兩局ハ兩條項ノ運營ニ關シ、事前及事後ニ於テ十分ノ協議ヲ遂ゲ、意見ノ一致ヲ確保スルコト

(5) 第十九條ノ二ニ基ク命令案ノ起案ノ際同時ニ、勞働局ニ於テ、命令案ノ内容ヲ地方長官ニ通知スベキ通牒案ヲ起案シ、命令案ト連續シテ職業局ニ回議スルコト

(6) 第十八條第二項ニ基ク認可案ノ起案ノ際同時ニ、職業局ニ於テ、認可案ノ内容ヲ地方長官ニ通知スベキ通牒案ヲ起案シ、認可案ト連續シテ勞働局ニ回議スルコト

裏面白紙

大日本帝國政府

職業局及関係課長
ヨリ提出アリタル意見書

國民徵用令ノ運営ニ關スル件

徵用令第十八條及第十九條ノ二ノ規定ノ運営ニ關シテハ左ニ依ルコト

一、第十八條第二項ノ認可ハ職業局所管ナルモ勞働局ニ合議スルコト

二、第十九條ノ二ハ事業主ニ對シ被徵用者ヲ使用シ給與旅費等ヲ支拂フベキ

義務ヲ命ズル規定ニシテ職業局所管トシ勞働局主管事項ニ關係アル事項

ニ付テハ勞働局ニ合議スルコト

三、被徵用者ヲ使用スル工場事業場ノ就業時間其ノ他ノ勞働條件ニ關スル勞

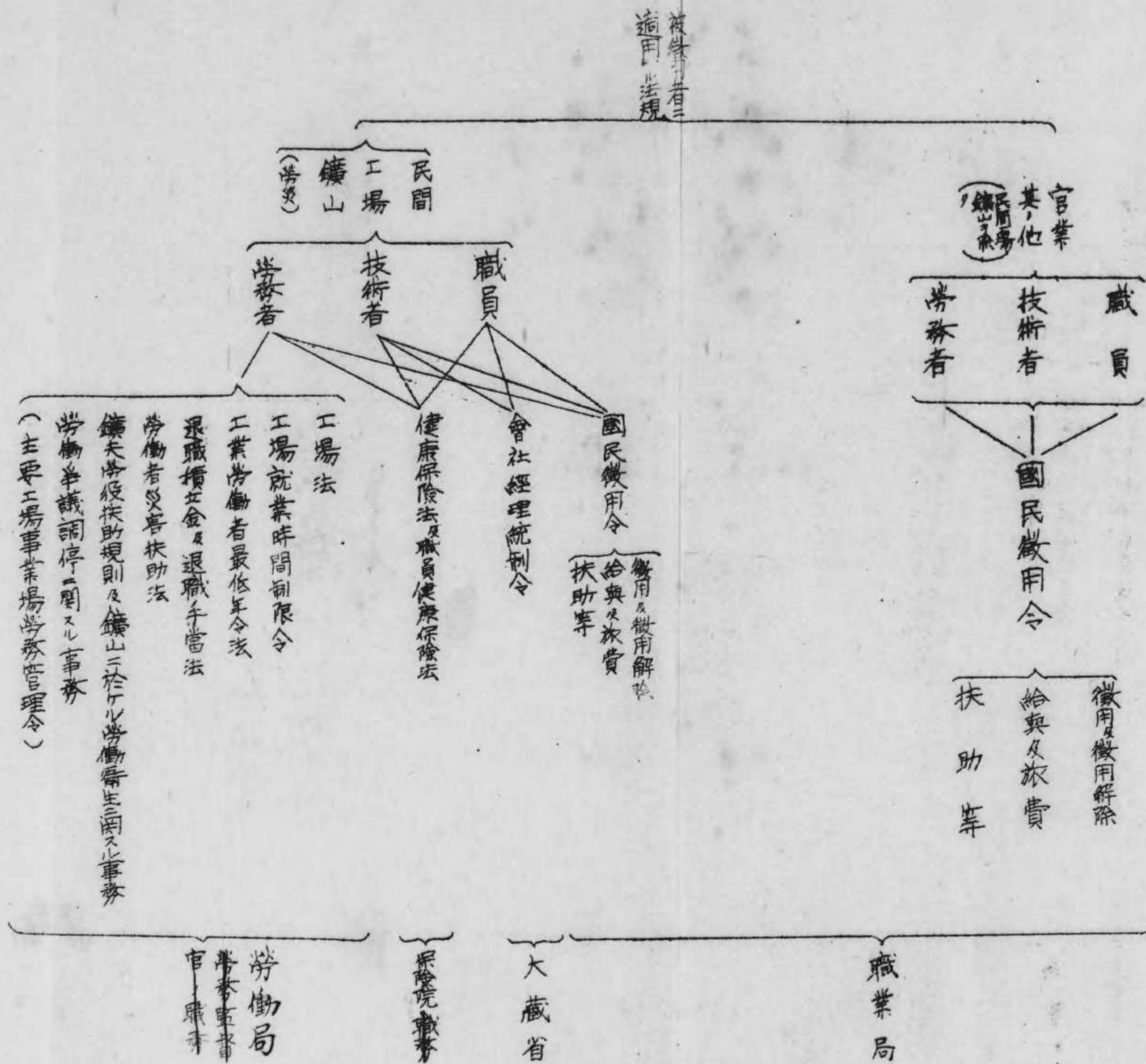
務管理上ノ命令ハ第十九條ノ二ニ依ラズ重要工場事業場勞務管理令ニ依

ルコト全令ノ施行ハ勞働局所管ナルモ特ニ被徵用者ニ關スルモノハ職業

局ニ合議スルコト

四、從テ國民徵用令ニ基ク施行事務ハ職業局主管トスルコト

裏面白紙



大日本帝國政府

● 國民徵用令

(抄)

第十八條 被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ者ノ技能程度、從事スル業務及場所等ニ應ジ且從前ノ給與其ノ他之ニ準スベキ收入ヲ斟酌シテ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ事業主之ヲ支給スルモノトス

被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該管理工場ノ事業主厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムベシ

第十九條ノ二 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第六條ノ規定ニ基キ被徵用者ヲ使用スル管理工場ノ事業主ニ對シ被徵用者ノ使用又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ關シ命令ヲ爲スコトヲ得

裏面白紙

大日本帝國政府

厚生省農衛第四一六號

昭和十六年八月二十一日

厚生次官

農林次官殿

産業組合ニ依ル醫療利用事業ノ農林
厚生兩省共管ニ關スル件

八月十三日一六總第一〇〇九五號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件異存無之候

裏面白紙

大日本帝國政府

一六總第一〇〇九五號

昭和十六年八月十三日

農林次官 三浦一雄 閣

厚生次官 兒玉九一 殿

産業組合ニ依ル醫療利用事業ノ農林厚生兩省
共管ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ別紙ノ通取決メ處理スルコトト致度候條貴見承知致度此段得貴意候
也

裏面白紙

大日本帝國政府

農林厚生兩省收決事項 (案)

一 勅令ノ改正ニ依リ新ニ兩省ノ共管トナリタル事項ニ關シ利用組合、利用組合聯合會又ハ産業組合中央會ニ付一般的通牒又ハ調査ヲ行ハントスルトキハ兩省協議シテ之ヲ行フモノトスルコト

二 左ノ場合ニ於テハ農林省ハ厚生省ト協議シテ之ヲ行フモノトスルコト

(1) 醫療設備ヲ有スル利用組合又ハ利用組合聯合會ノ設立許可申請ニ對スル地方長官ノ處分ニ付指揮ヲ與ヘントスルトキ

(2) 定款ノ變更又ハ合併ニ依リ醫療設備ヲ有スル利用組合又ハ利用組合聯合會トナル場合ニ於ケル定款變更又ハ合併ノ認可申請ニ對スル地方長官ノ處分ニ付指揮ヲ與ヘントスルトキ

(3) 醫療設備ヲ有スル利用組合ノ組合員タルコトヲ得ザル者ヲシテ其ノ設備ヲ利用セシムル爲ノ定款變更又ハ合併ノ認可申請ニ關スル地方長官ノ處分ニ付指揮ヲ與ヘントスルトキ

三 産業組合トシテノ一般的事項ニ關スル指導、調査又ハ検査ニ關スルモノハ主ト

裏面白紙

大日本帝國政府

シテ農林省ニ於テ處置シ診療所ノ開設休止並廢止、醫局ノ編成、醫藥資材ノ配給斡旋、事業助成其ノ他醫事ニ關スル指導調査又ハ検査ニ關スルモノハ主トシテ厚生省ニ於テ處置スルコトトシ其ノ重要又ハ特殊ナルモノニ付テハ農林厚生兩省協議シテ之ヲ行フモノトスルコト

裏面白紙